

南海トラフ地震防災対策計画

第1 目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、(事業者名)における、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 津波に関する情報の伝達等

気象庁が発表する津波警報等の津波に関する情報については、次に定める経路・方法で入手する。

- 1 情報伝達経路 ○○○(情報入手先)→(事業者名)
- 2 情報伝達方法 ○○○(情報入手先)から○○○(方法)にて伝達
(※伝達経路図等を別紙として添付でも可)

第3 避難対策

津波警報等が発表された場合又は津波警報が発表される前であっても大きな揺れを感じた場合に、避難対象地区にある施設等に勤務する従業員、作業員その他施設等に入する者の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路を次のとおり定める。

- 1 避難場所 ○○○公園
- 2 避難経路 ○○通り→○○通り→○○○公園
(※ハザードマップ等を別紙として添付でも可)

第4 応急対策体制

南海トラフ地震が発生した場合に、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要な要員を確保し、防災に関する業務を行う組織を設置するものとする。なお、その編成及び任務は別表のとおりとする。

第5 放送における情報の伝達

南海トラフ地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合において、地震情報、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

その際、対象地域の地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

テレビ事業者については、視覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

第6 放送の体制

南海トラフ地震発生時においても、円滑に放送を継続し、地震情報、津波警報等を報道できるよう、次に定める要員の配置を行う。

- 1 放送送出の指揮命令系統:○○○○→○○○○→○○○○
- 2 放送責任者:○○○○
- 3 放送運行担当:24時間体制(1日○交代制)
(※組織図等を別紙として添付でも可)

第7 訓練

南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。また、県、市町村等関係機関が行う訓練には、積極的に参加するよう努めるものとする。

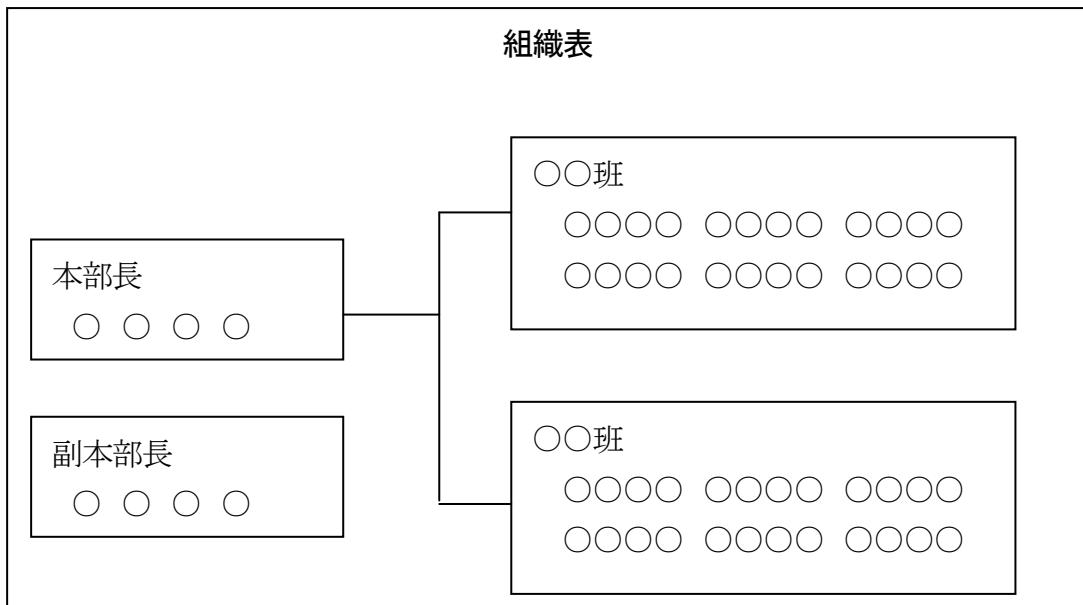
第8 教育

従業員に対して、次の事項について教育を行う。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

※ この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げるものではない。ここに定める以外で安全確保対策等定める必要がある事項があれば規定すること。

別表



活動要領

南海トラフ地震防災対策計画で定める事項(ポイント)
(南海トラフ地震防災対策推進基本計画第6章)

1 津波に関する情報の伝達等(全ての事業者)

気象庁が発表する津波警報等の情報が確実に伝達されるための経路及び方法。

2 避難対策(津波浸水区域に存する事業者)

避難対象地区にある施設等に勤務する従業員、作業員その他施設等に入出する者の的確な避難を行うための避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難の確保のための必要な対策。

3 応急対策の実施要員の確保等(津波浸水区域に存する事業者)

- (1) 津波からの円滑な避難を確保するための応急対策の実施に必要な要員の確保。
- (2) 応急対策を迅速かつ的確に実施するための指揮機能を持った組織の設置並びに当該組織の具体的な内容等。

4 防災訓練(全ての事業者)

南海トラフ地震を想定した防災訓練の年1回以上の実施並びに内容、方法等。

5 教育(全ての事業者)

従業員等に対する果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育の実施並びに内容、方法等。

6 その他(放送事業関係)(全ての事業者)

- (1) 津波からの円滑な避難が必要な地域の地域住民等に対する注意喚起及び津波警報等の正確かつ迅速な報道。
- (2) 防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供。
- (3) 発災後の円滑な放送の継続及び津波警報等の報道に必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置並びにその具体的な内容。
- (4) 情報提供に際しては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用。

※ 対策計画の策定義務が生じる基準

津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定(当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定)において、水深30cm以上の浸水が想定される区域を放送対象地域に含む事業者について、策定義務が生じる。